# 別記様式２－２

## 豚熱ワクチン使用許可申請に係る誓約書（知事認定獣医師が接種票を交付する場合）

（接種契約農場における下記の遵守事項について御確認ください。）

|  |
| --- |
| 遵守事項（知事認定獣医師が接種票を交付する場合） |
| 1. 診察を行った上で、「豚熱ワクチン接種票」（別記様式12）を交付するとともに、農場を管轄する家畜保健衛生所長にその写しを提出します。 2. 申請農場以外の農場で豚熱ワクチン接種票の交付を行いません。 3. 豚熱ワクチン接種票やワクチンの管理監督に係る役務の提供の対価を農場に対して説明します。 4. 豚熱ワクチン接種票の交付先の農場において飼養衛生管理の指導を適切に実施するとともに、豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していること、及び認定農場のワクチン管理体制に係る要件の遵守状況を確認します。 5. 登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、農場を管轄する家畜保健衛生所長に報告します。 6. 接種票を交付した農場に配分される豚熱ワクチンの管理、監督を行い、農場が記載した「豚熱ワクチン使用記録簿」（参考様式1）を確認の上、写しを家畜保健衛生所長に提出します。 7. 追加接種は、家畜保健衛生所長が行う免疫付与状況確認検査の結果、家畜保健衛生所長が認めた場合のみ実施するため、家畜保健衛生所長の指示があるときのみ追加接種に係る接種票を交付します。 |

上記７つの遵守事項について相違ありません。また、診療施設に所属する獣医師のうち、豚熱ワクチン接種に従事する知事認定獣医師に対し、上記内容を遵守させます。

　　　年　　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　栃木県知事　　様

※3　家畜伝染病予防法第7条(検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨の表示)

都道府県知事は、第四条の二第三項若しくは第五項若しくは第五条第一項の規定による検査を受けた家畜若しくはその死体又は前条第一項の規定による注射、薬浴若しくは投薬を受けた家畜に、農林水産省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行った旨のらく印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に付させることができる。

※4　令和元年10月15日付け元消安第2982号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知

　　豚熱ワクチン接種豚等の標識について、標識の色は「蛍光ピンク又は蛍光赤色」、標識の方向は「‘Ｖ’の文字の上部を頭側とし、背部に左右対称に標識する」ことを推奨したもの。